

指名停止状況

(令和2年11月6日現在)

業 者 名	住 所	停 止 期 間	停 止 理 由
(株)ガイアート	東京都新宿区新小川町8番27号	令和2年1月6日～令和3年1月5日	同社は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
高松建設株式会社	大阪府大阪市淀川区新北野一丁目2番3号	令和2年11月6日～令和2年12月5日	同社が元請として請け負った千葉県市川市内の共同住宅新築工事において、平成30年10月3日、労働者に地下地面の掘削作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けず、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、当該業者及び当該業者の使用人が労働安全衛生法違反により、令和2年1月8日付けで市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した